

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第10号

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則（平成19年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料の免除)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、展示室の観覧料を免除する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>学校等における教育活動として、学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を引率の上入室する者</u></p> <p>2～7 略</p>	<p>(観覧料の免除)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、展示室の観覧料を免除する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>学校における教育活動として入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒並びにこれらの者の引率を行う者</u></p> <p>(7) <u>日曜日、土曜日又は休日（1月1日を除く。）に入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒</u></p> <p>2～7 略</p>

別記様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県立東山魁夷せとうち美術館長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） —

次により入室したいので観覧料を免除してください。

引率者職氏名	
学 校 等 名	
目 的	
人員（引率者 を除く。）	
入 室 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで

別記様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

観覧料免除申請書

年 月 日

香川県立東山魁夷せとうち美術館長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） —

次により入室したいので観覧料を免除してください。

目 的	
学 校 名	
人員（引率者 を除く。）	
引率者職氏名	
入 室 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式による用紙は、当分の間、使用することができる。